

教育実習に関する規程

香川県立高松高等学校

1 教育実習生の資格及び要件

本校で教育実習ができる者は、原則として次の条件を満たす者に限るものとする。

- (1) 教員としてふさわしい資質を有し、香川県公立学校教員採用試験を受験する者。
- (2) 本校の卒業生であって、教育実習（以下「実習」という。）時に4年制の大学の最終学年または大学院に在学する者。
- (3) 成績証明書又は単位取得証明書（前年終了時のものとするが、特別な場合には前々年終了時のものをもってこれに代えることができる。）、又は教育実習有資格者を証明する書類により、実習を受けるに足ると認められる者。
- (4) 附属高等学校が設置されていない大学、または附属高等学校が設置されているが実習が著しく困難である大学に在学する者。
- (5) 実習前、実習期間中、または実習後に実習担当教官等が来校するなど、在学する大学においても実習に対する取り組みが積極的であると認められる者。

2 実習の期間

実習を行う期間は5月とし、期間は2週間（保健体育は3週間）を超えないものとする。

3 実習の申請及び手続き

教育実習許可の手続きは次の手順による。

- (1) 本校における実習を希望する者は、実習前年の4月1日から6月30日までの間に、実習を希望する教科の教科主任に教育実習願書を添えて実習の申請をしなければならない。
- (2) 申請を受理した各教科主任は7月31日までに、希望者が実習生として適切であるかどうかを判断し、適切であると認められる場合は校長の決裁を受ける。（教務主任とも相談する。）

4 その他

- (1) 校長が実習を許可した後においても、第1項に抵触することが発生した場合には、許可を取り消すことがある。
- (2) 実習が許可された者は、賠償責任保険に加入することが必要である。
- (3) その他必要事項については、別に定める。